平成３０年（フ）第４０号
青森市浪岡大字北中野字天王161番地１　アルコバレーノ１号館205号
債務者　伊藤　莉奈
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６９号
神奈川県平塚市根坂間257番地の２　レオン203号
債務者　牧野　弘幸
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８２号
神奈川県厚木市恩名３丁目８番22号
債務者　大隈　文也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４７号
沖縄県那覇市首里崎山町３丁目29番地１　２階
債務者　上江洲ゆかり
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８１号
沖縄県那覇市松尾２丁目23番７号　ＫＡＭＩＭＯＴＯ　ＢＬＤ　４－Ｃ
債務者　真境名　卓
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８４号
沖縄県糸満市字真栄里1436番地の２　めぐみマンション200号
債務者　屋慶名　結（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４８号
青森市大字西田沢字浜田５番地７　レオパレスウエストタウン105号
債務者　千葉　　昭
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
青森県弘前市大字富栄字浅井名63番地
債務者　神　　淑子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番９－202号
債務者　齊木　利治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目43番地　コモドカセッタ301
債務者　高木　信樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目30番地11
債務者　奥村　輝子（旧姓赤羽）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２０８号
神奈川県平塚市南金目1440番地の５　ハイツ飯野201号
債務者　上田　真代（旧姓簑島）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１００７号
名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池201号
債務者　上野　　栄
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９号
名古屋市南区豊１丁目49番14号　フェニックスハイツ305号
債務者　小笠原清成
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３９号
愛知県津島市愛宕町７丁目105番地２　県営愛宕南住宅１棟504号、従前の住所愛知県津島市西愛宕町２丁目188番地22
債務者　髙橋　　賢
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７１９号
東京都足立区加平１丁目21－３　たちばな荘西棟
債務者　川野スミ子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部